

尾張旭市監査公表第15号

令和2年3月30日付け尾張旭市監査公表第7号をもって公表した定例監査結果報告について、令和2年3月31日付け1こ第442号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

こども子育て部こども課

監査の指摘事項	措置状況
子ども会活動事業費補助金交付事務において、団体から提出された補助金等交付申請書及び会員名簿が尾張旭市補助金等交付規則及び子ども会活動事業費補助金交付要綱に定める様式と異なる様式を用いている。	補助金等交付申請書及び会員名簿を尾張旭市補助金等交付規則及び子ども会活動事業費補助金交付要綱に定める様式と同じものを用いるように改めます。